

資料編

第5次草津市総合計画第2期基本計画策定の経緯

1 草津市総合計画審議会審議経過

市民（公募市民、各種団体代表）および学識経験者等15名からなる会議です。

第5次草津市総合計画第2期基本計画について、市民の参加を得ながら、専門的・総合的な見地からご審議いただくよう市長から諮問し答申を受けました。

	開催年月日	主 な 内 容
第1回	平成24年7月25日	・第2期基本計画策定方針について ・今後の審議予定スケジュールについて ・第5次草津市総合計画について
第2回	平成24年8月16日	・第1期基本計画の期末評価について ・第2期基本計画の施策体系案について
第3回	平成24年10月31日	・草津市の現状と課題について ・第2期基本計画の施策体系案について ・リーディング・プロジェクトについて
第4回	平成24年12月14日	・リーディング・プロジェクトについて ・地域経営の方針について ・第2期基本計画の施策内容について ・第2期基本計画の進捗管理について
第5回	平成25年1月18日	・第2期基本計画案について ・市民意識調査の実施について ・パブリック・コメントの実施について

2 市民意識調査

市民の生活実感やまちづくりに係る意向を把握するため、市内在住(18歳以上の市民3,000人)の方々に、日頃の生活で感じていることや、市政に対する意見等を把握するために、アンケート調査を行いました。

- ・調査期間 平成25年1月22日～平成25年1月31日
- ・有効回答率 30.3%

3 パブリック・コメントの募集

第5次草津市総合計画第2期基本計画に関して、広く市民意見を募集しました。

- ・実施期間 平成25年2月1日～平成25年2月28日
- ・提出者数 1人
- ・意見総数 3件

諮問文・答申文

草企発第604号
平成24年7月25日

草津市総合計画審議会会長 様

草津市長 橋 川 渉

第5次草津市総合計画第2期基本計画の策定について（諮問）

第5次草津市総合計画第2期基本計画を策定するにあたり、草津市総合計画審議会設置条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

草企発第34号
平成25年1月22日

草津市長 橋 川 渉 様

草津市総合計画審議会
会 長 肥 塚 浩

第5次草津市総合計画第2期基本計画の策定について（答申）

平成24年7月25日付け草企発第604号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、別添「第5次草津市総合計画第2期基本計画（案）」のとおり答申します。

草津市総合計画審議会設置条例

昭和44年4月1日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例(昭和42年草津市条例第7号)は、廃止する。

付 則(平成10年4月1日条例第2号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会設置条例の規定に基づき委員を委嘱されている者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和44年4月1日
規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第2条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

（会長および副会長）

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（関係人の出席）

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

（委任）

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則(昭和42年規則第6号)は、廃止する。

付 則(昭和47年11月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日規則第30号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年10月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第13号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会条例施行規則の規定に基づき委員を委嘱された者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例施行規則の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

付 則(平成13年11月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日規則第8号)抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月1日規則第32号)抄

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

草津市総合計画審議会委員名簿

	氏名	所属等
	伊藤定雄	草津商工会議所 副会頭
	今里佳奈子	愛知大学地域政策学部教授
	嘉悦和子	草津市スポーツ推進委員協議会 会長
	北村恒二	公募委員
会長	肥塚浩	立命館大学経営学部教授 立命館大学医療経営研究センター長
副会長	小林達男	草津市自治連合会 会長
	清水和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	塚口博司	草津市都市計画審議会 会長
	津屋結唱子	滋賀次世代文化芸術センター 副代表
	寺尾敦史	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 所長
	中田幸恵	草津市PTA連絡協議会 会長
	服部正美	公募委員（平成24年10月22日まで）
	深草茂	草津・栗東地区労働者福祉協議会 副会長
	古川晴美	公募委員（平成24年10月28日から）
	山田貴子	NPO子どもネットワークセンター天気村 代表理事
	山田正人	草津青年会議所 直前理事長

（敬称略、50音順）

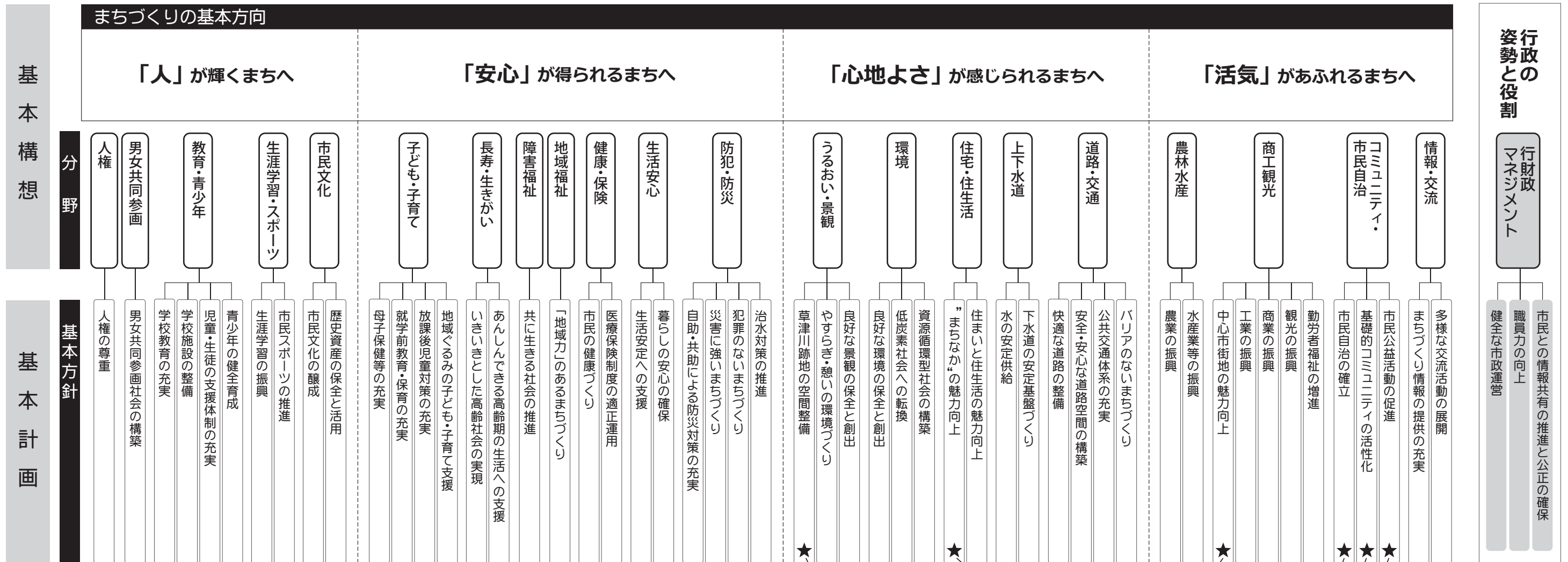
参考：「さらに草津」宣言 ロードマップ事業一覧

政 策	施 策	事業 番号	事 業 名	担 当 課
安心をさらに。	教育環境を改善・充実します！	1	全小学校で少人数学級の実施	学校教育課
		2	特別支援教育の充実	学校教育課
		3	老上小学校の分離・新設	学校教育課 教育施設整備室
		4	中学校スクールランチの実施	スポーツ保健課
		5	通学路の路側帯カラー舗装整備	道路課
	市民の、子どもたちの読書教育を推進します！	6	市立図書館リニューアル	図書館
		7	小中学校図書館と市立図書館との連携強化	図書館 学校教育課
	子ども政策と子育て支援政策を重点実施します！	8	待機児童の解消	幼児課
		9	幼保一体化の検討	幼児課
		10	児童育成クラブの充実	子育て支援センター
		11	保育所・幼稚園の建替えを含めた施設整備	幼児課 教育総務課
		12	家庭的保育等の多様な保育の充実	幼児課 子育て支援センター
		13	中学校区毎の「つどいの広場」設置	子育て支援センター
		14	子どもの居場所（児童公園等）づくり	公園緑地課
		15	小児医療体制の再構築	健康増進課
		16	不育症治療の支援など母子保健サービスの充実	健康増進課
	子どもの発達支援を行います！	17	発達障害支援施策の充実	発達支援センター
	高齢者の福祉を充実します！	18	高齢者サロンの充実など高齢者福祉の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
		19	介護施設整備の充実・拡大	介護保険課
		20	入院時のオムツ助成など在宅介護支援	長寿福祉課 地域包括支援センター 介護保険課
	障害者の福祉を充実します！	21	障害者グループホーム施設整備促進	障害福祉課
		22	障害者の福祉タクシーの充実	障害福祉課
		23	精神障害者相談員の設置	障害福祉課

政 策	施 策	事業 番号	事 業 名	担 当 課
活力をさらに。	中心市街地を活性化 します！	24	草津駅周辺の西友跡地等の利活用	企画調整課 まちなか再生課
		25	草津川跡地整備（中心市街地部分）	草津川跡地整備課
		26	景観まちづくりの推進	商業観光課 景観課
未来に向けて、まち づくり基盤整備を進 めます！		27	大江霊仙寺線の整備	道路課
		28	山手幹線の整備促進	都市計画課
		29	草津川跡地整備の具体化	草津川跡地整備課
		30	草津川上流部の平地河川化の推進	都市計画課
		31	駅周辺バリアフリー化の推進	交通政策課 道路課
		32	開発基準等の条例制定	開発調整課
		33	ふるさと草津の心を育む景観づくり	景観課
文化・芸術・スポー ツを振興します！		34	市民文化の森構想の再検討	生涯学習課
		35	野村運動公園の再整備	企画調整課 スポーツ保健課
草津の歴史を学び、 観光資源として保 全・活用します！		36	芦浦観音寺の保護・PR	文化財保護課 商業観光課
		37	草津宿本陣の拡大整備	文化財保護課 草津宿街道交流館
歩いて暮らせるまち づくりをめざしま す！		38	まめバスなどの交通網の整備	交通政策課
		39	自転車専用レーン等の整備	交通政策課
		40	新交通システムの検討	交通政策課
産業を育成・支援し ます！		41	企業立地助成金制度の充実	産業労政課
		42	新・省エネルギー型設備投資の助成 推進	産業労政課
		43	「草津ブランド」の育成・PR	企画調整課 商業観光課 産業労政課 農林水産課
		44	学校給食に地産地消の推進	農林水産課 スポーツ保健課
		45	福祉サービスなどコミュニティビジ ネスの育成	まちづくり協働課 社会福祉課 産業労政課
		46	就職につながる資格取得の支援	産業労政課
市民と協働・協創の まちづくりを進め ます！		47	まちづくり協議会の推進	まちづくり協働課
		48	協働のまちづくり条例の制定	まちづくり協働課
		49	市民参加条例など条例制定	企画調整課 総務課
		50	市民提案制度の充実	まちづくり協働課
		51	大学、高校との協働促進	草津未来研究所

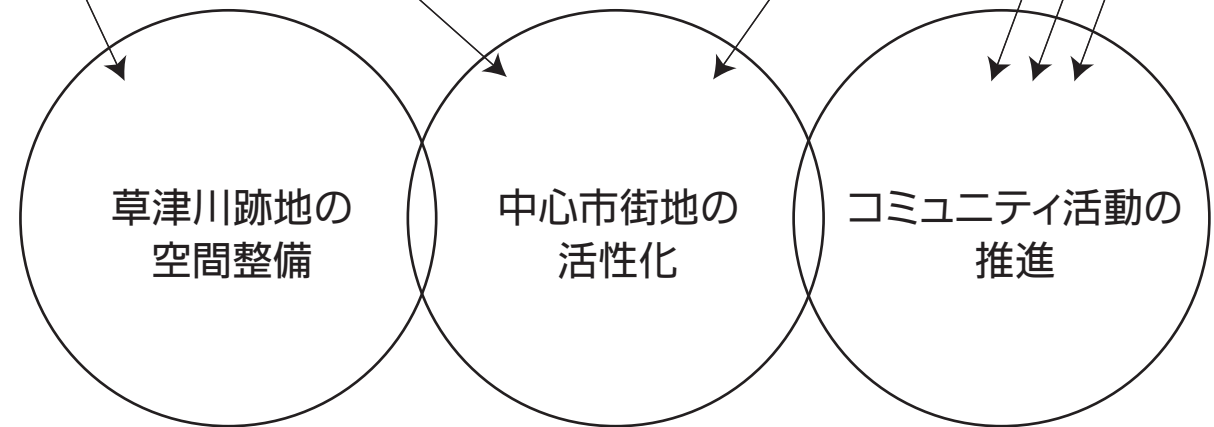
政 策	施 策	事業 番号	事 業 名	担 当 課	
安全をさらに。	防災・防犯体制を強化します！	52	地震対策の強化（上下水道、防災センターなど）	危機管理課 建築課 上水道課 浄水課 下水道課	
		53	放射線モニタリングの公表	危機管理課	
		54	ハザードマップの作成	河川課	
		55	民間との連携による災害対策	危機管理課	
		56	災害時要援護者への対応強化	危機管理課	
		57	屋外スピーカーの増設などの強化	危機管理課	
		58	災害対応職員の育成	危機管理課	
		59	草津川跡地の災害時の活用推進	草津川跡地整備課	
		安全を守ります！	60	交通事故発生件数の削減取り組み	交通政策課
	61		犯罪発生件数の削減取り組み	危機管理課	
	「緑」を守り、育てます！	62	「ガーデンシティ草津」の推進	公園緑地課	
		63	花と緑の拠点（草津川跡地等）整備	企画調整課 草津川跡地整備課	
		64	都市公園（ロクハ公園等）の整備推進	公園緑地課	
		65	平湖・柳平湖、狼川河川公園の整備	公園緑地課	
	未来に向け、「環境」を守ります！	66	スマートエコシティの推進	環境課 交通政策課	
		67	エネルギー・エコ助成	危機管理課 環境課	
		68	クリーンセンター改築事業	廃棄物処理施設 建設準備室	
		69	ごみの減量、リサイクルの推進	ごみ減量推進課	
	透明をさらに。	あらゆる人の人権を尊重した協働のまちづくりを推進します！	70	男女共同参画型社会の推進	人権センター
			71	人権を大切にす市政運営	人権政策課 人権センター 市民課
徹底した情報公開で、市民によるチェックを強化します！		72	主要課題のタウンミーティングの実施	企画調整課	
		73	審議会制度の改善	総務課	
		74	民間専門員の活用	職員課	
計画的で健全な財政運営に努めます！		75	行政システム改革の推進	企画調整課	
		76	施設の長寿命化等の推進（再配置）	企画調整課 財産管理課	
	77	施策評価による事務事業見直しの実施	企画調整課		

出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津



■リーディング・プロジェクト（重点方針）について

- ・本計画の計画期間において特に重点的に推進していくべき3つのテーマを示しています。
- ・リーディング・プロジェクト（重点方針）については、本計画書の1ページをご覧ください。



3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）

